

消費者教育推進地区便り

南部学区版 第13号 2018.7

回覧



南部学区の皆さま、こんにちは。静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

平成27年度より消費者教育推進のモデル地区としてご協力いただき、ありがとうございます。今年度も推進地区便り等で関わらせていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、4月より消費者教育推進員が、那須野より瀧に変わりました。那須野同様、どうぞよろしくお願い致します。




平成29年度に消費生活センターに寄せられた相談は5,475件で、平成28年度に比べ24%増加しました。最近特に多いのが、はがきやメールによる架空請求の相談です（詳しくは裏面をご覧ください）。

また、アダルトサイトのワンクリック請求の相談、光回線サービスの契約トラブルの相談など、相変わらず様々な相談が寄せられています。

手口もますます多様化・巧妙化していますので、自分も被害に遭うかもしれないという意識を持ち、アンテナを高くし、確かな知識や情報を得るようにしましょう。

第1回くらしの一日講座が開催されました！

5月29日に藤田すづ枝氏（ファイナンシャルプランナーCFP）を講師にお招きして「**仮想通貨入門～仮想通貨のメリット・デメリット～**」というテーマでくらしの一日講座がアイセル21（静岡市女性会館）で開催されました。仮想通貨の基礎知識や仕組み、購入時の注意点、仮想通貨の話題性に便乗した詐欺的な投資話のトラブルを学び、参加者からは「参考になった」「**内容をよく理解してから契約したい**」という声が聞かれました。

 仮想通貨は国がその価値を保証している「円」や「ドル」のような**法定通貨ではありません**。インターネット上でやりとりされる電子データです。取引を行う場合は、**リスクをよく理解してから**行ってください。



<くらしの安全> 古い扇風機による 火災にご注意！！



長期間使用している扇風機で、次のような症状が出たら、すぐに**使用を中止**してください。

- ◇ モーター部分が異常に熱い、焦げ臭いにおいがする。
- ◇ スイッチを入れても羽が回らない、異常に遅い、不規則、異常な音がする。

架空請求にご注意！

身に覚えのない請求が、はがきやメールで届いても、相手には連絡せず、不安な場合は消費生活センターに相談しましょう！

＜架空請求はがきの例＞

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました。管理番号（わ）305 裁判取り下げ期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このままご連絡なき場合は、原告側の主張が受理され、裁判所の許可を受けて、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい

※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-XXXX-XXXX

受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

何の料金か、どの会社の
いくら請求なのか不明

正式な裁判手続きの
通知がはがきで来る
ことはありません

取り下げ期日が間近に迫
っていると誤認させます

様々な名称が使われていま
すが、いずれも実在していま
せん。たとえば
民間訴訟告知センター
民間訴訟告知管理センター
国民訴訟通達センター
国民訴訟告知管理センター
消費者訴訟告知センター

公的機関のような名称が
記載されていますが、絶対
に連絡をしないで下さい

消費者力をつけましょう

通信販売の注意点



一回だけの購入のつもりが定期購入になっていた!!

消費者庁イラスト集より

広告を見て、通常 3,000 円の健康食品が 500 円になっていたので電話で注文し、受け取った。一ヶ月後にまた同じ商品が届いたので業者に連絡したところ、「定期購入の契約になっており初回だけ安くなる」という説明だった。👉通信販売はクーリング・オフがありません。購入する際は、契約内容、交換や返品の内容等をよく確認してから注文しましょう。

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで

（専門の相談員による相談時間：平日 9 時～16 時）

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 FAX 054-221-1291 まで